

## 船橋市営住宅公開抽選による入居者選考に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第9条第3項及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年規則第34号。以下「規則」という。）第5条に基づき公開抽選による入居者選考に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

### (周知)

第2条 規則第5条第1項における公開抽選の日時及び場所の周知は、広報ふなばし、告示、ホームページ及び市営住宅募集のしおりで行うものとする。

### (抽選番号)

第3条 規則第4条で規定する申込者より市営住宅入居申込書及び添付書類を受領し、条例第6条に規定する入居者資格を具備していることを確認した場合は、申込者に対し選番号を付与するものとする。

2 募集する住戸において、障害者用設備、専有面積、家賃その他の条件が同一である場合は、複数の住戸を一の区分とし、抽選番号を付与することができる。

### (方法)

第4条 公開抽選による入居者選考は、回転抽選器及び番号付抽選玉（以下「抽選玉」という。）を用いて行い、取り出された抽選玉の番号と同じ抽選番号を付与された申込者を当選者とする。

2 前条第2項の規定により当選者を複数決定する場合は、取り出された抽選玉の順に当選順位を定め、当選順位が高い者から住戸を選択するものとする。

### (優遇措置)

第5条 申込者が、過去の募集における落選又は補欠当選の通知のコピー（以下「選外の通知」という。）を申込時に3枚以上5枚以下提示した場合は、前条第1項に規定する申込者の抽選玉の数を2つとし、6枚以上提示した場合は、申込者の抽選玉の数を3つとする。ただし、申込者からやむを得ない理由により選外の通知を提示できない旨の申し出があったとき、市は優遇措置の対象となるかを確認し、当該措置を適用することができる。

2 前項で定める選外の通知は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、過去に当選、繰上当選又は入居決定が取り消し又は辞退となった申込者が提示する選外の通知にあっては、当該取り消し又は辞退発生以前のもを前項に規定する枚数に含まないものとする。

(1) 宛名と同一の申込者が提示したものであること。ただし、宛名と同一の申込者が死亡、施設入所、その他市長の認める理由により提示できない場合は、当時同居世帯員となっていた者の提示も有効とする。

(2) 発した日から起算して5年以内のものであること。

(結果の通知)

第6条 公開抽選の結果は、申込者全員に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による特別抽選番号の付与に係る選外の回数は、平成20年2月1日以降の市営住宅募集より起算する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。